



手荷物一時預かります

手ぶらで浜田観光をお楽しみください。

現金や貴重品、危険物などお預かりできないものもありますので予めご了承ください。

手荷物のお預かりは午後 5 時 45 分までとなっていますのでご注意ください。

1. お預りできないもの

- (1)現金、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの
- (2)遺骨、位牌、美術品全般
- (3)動物
- (4)揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等
- (5)鉄砲、刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの
- (6)臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの、不潔なもの
- (7)法律で所持携帯を禁じられているもの
- (8)その他保管に適さないと認められるもの

2. 預入料金

1 日 1 個につき 500 円（レンタサイクル「はまちやり」利用の場合は 300 円）

3. 預入期間

預入時から当日午後 5 時 45 分まで

※当日、預入期間を過ぎた場合、1 日の追加料金を加算します。以降同じ。

4. 預入期間経過後の処理

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から 7 日保管します。ただし、この場合も約款の規定によります。

5. 預入できないものを預けた場合等の処理

預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第 1 項(預入できないもの)に該当する疑いがあるときは、当方においてその実情に応じ、開被、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

6. お引取りのない場合の処理

7 日経過してもお引取りのない預入品は、当方において処分し、その代金は保管料その他の費用に充当します。

7. 事故による責任

次の各号の場合は、預入品の滅失または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

- (1)第 1 項に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
- (2)天災事変等の不可抗力による場合
- (3)司法権等の発動により関係官公署から預入品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (4)第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
- (5)その他、当方の責めに帰さない場合

8. 問い合わせ先

(一社)浜田市観光協会 営業時間：午前 9 時～午後 5 時 45 分 TEL：0855-24-1085